ネオリベラリズム思想の影響の下,とくに1990年代以降,社会政策の研究者の間でサードセクターという概念が注目されるようになった.さらに2000年代になると,その一部を構成する社会的企業と呼ばれる事業体の存在が市民権を得るようになる.社会問題の解決が市場のロジックによって可能となると期待されてのことである.ところが,この社会的企業に関しては対象の捉え方が様々であり,必ずしも学術的研究の蓄積が順調に進んだとはいえない.

本論文は、こうした研究状況のなか、一般に労働統合型社会的企業(WISE)と呼ばれる事業体をとりあげながら、従来のアプローチの限界を示し、これを突破しようとする. 1 章から 4 章までで、そのための理論的検討を行い、5 章で、WISE が受容される歴史的背景を示す. さらに 6 章から 8 章で、WISE の諸事例を実証的に分析する.

本論文で明らかとなったのは以下の三点にまとめられよう.

第一に、社会的企業に対する新しい見方の提示. 従来、日本の研究では、社会的企業を互酬の原理によって組織された事業体であると見なす「独立モデル」が支配的であった. これに対して、本論文は、社会的企業を交換・再分配・互酬が媒介される場とする「媒介モデル」の優位を主張する. これは欧州で主流の見解である. しかし、このモデルでもWISEの多様性を把握しきれないとして、本論文は種々の先行研究に学び「弱い境界区分」と「制度ロジック」の概念を導入する. これによって WISE は従来の本質主義的理解から解放される.

第二に、互酬と関連する制度ロジックの特定化. 媒介モデルにおいて不明確であった互酬が、少なくとも二つの制度ロジックによって担われることを明らかにする. 中間的就労への支援を行う WISE は市場のロジックと専門職のロジックによって媒介されており、社会的事業所を提供する WISE は市場のロジックと民主主義のロジックによって媒介される. これらは異なる制度ロジックによって市場と向き合うことになるが、社会的包摂において同様の効果をもつ.

第三に、社会的企業の限界. 従来、社会的企業は公的な社会政策のオルタナティブと見なされることもあった. しかし WISE は就労困難者への就労提供には成功しているものの、彼ら彼女らの経済的自立を達成するまでには至っていない. したがって WISE による福祉の生産では、所得保障を中心とした社会政策の補完が不可欠となる.

制度ロジックは専門職と民主主義の二つに限られるのか、労働統合型でない社会的企業の場合はどうか、など今後の課題は残されるものの、社会的企業の概念を精緻化し、実証データによってその有効性を例証した本論文の意義は大きい、よって当審査委員会は、本論文が博士(社会学)の学位を授与するに値するとの結論に到達した。